

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び葵区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成19年10月15日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セイフー静岡城北店
静岡市葵区北安東五丁目51-20
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
サカエ興業株式会社 静岡市葵区鷹匠二丁目3番16号 代表取締役 間野 栄

3 変更をした事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所
(変更前)

小売業者名	代表者役職及び氏名	住所
株式会社セイフー	代表取締役 徳本和夫	東京都葛飾区青戸五丁目3番1号

(変更後)

小売業者名	代表者役職及び氏名	住所
株式会社グルメシティ関東	代表取締役 小嶋弘義	東京都江東区東陽二丁目2番20号 東陽駅前ビル

- 4 変更をした年月日
平成18年3月1日
- 5 届出年月日
平成19年10月9日

